

## 多機能複合型スタジアム整備にかかる候補地の整理及び北ふ頭の検討について

### 1 従前の2候補地の取扱い

ドルフィンポート跡地等及び住吉町15番街区を、スタジアム整備候補地から除外する。

#### 【2候補地の除外に至った経緯・理由】

##### (1) ドルフィンポート跡地等

- ・ 県の検討委員会において、緑地保全や景観確保等について意見あり。
- ・ 市長、知事とともに、同地での整備は厳しいと認識 など

##### (2) 住吉町15番街区

- ・ 敷地拡張の必要性、運営収支のマイナス など

### 2 北ふ頭の検討について

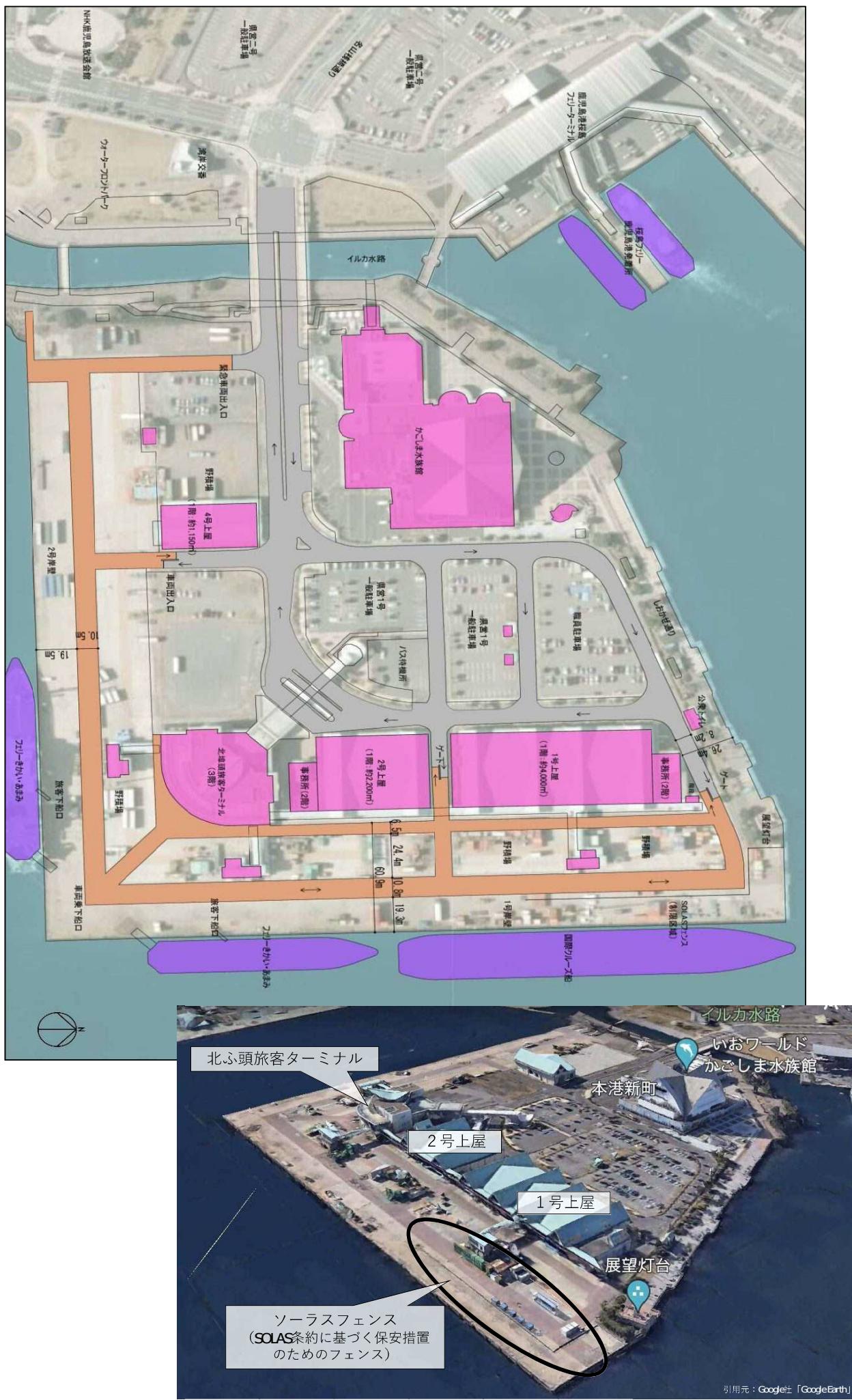
##### (1) 北ふ頭を検討する理由

- ・ 従前の候補地を取り巻く状況や、平成31年の立地に関する報告書の考え方を踏まえ、あらためて他の候補地の検討の必要性を考える中で、一定の敷地面積のある北ふ頭に着目した。
- ・ 平成30年のサッカー等スタジアムの整備に関する提言書（都心部への立地が望ましい）及び平成31年の立地に関する報告書（「まちとの回遊性」「集客性」が期待できる、「鹿児島らしさ」（桜島・錦江湾）を感じられる立地）の考え方と合致するものと考えている。
- ・ 県のグランドデザインにおける現況（ターミナル等の一部が活用されていない状況）を踏まえるとともに、市としては、多機能複合型スタジアムは、グランドデザインの開発コンセプト（365日にぎわう観光拠点）にも合致していると考えている。

##### (2) 現状等

- ・ 定期航路の船舶係留にあわせて、乗降客や荷役作業に利用される旅客ターミナルや貨物上屋あり。
- ・ 同地に水族館あり。
- ・ 東側に国際クルーズ船寄港のための受入環境あり。
- ・ 奄美・喜界航路が就航しており、人流と物流が交錯するなど安全面での懸念あり。
- ・ 同地は、港湾計画上、水族館用地以外は「埠頭用地」及び「緑地」に定められていることなどから、スタジアム整備にあたっては港湾計画の見直し等が必要

## 現況



## 配置イメージ

